

# 令和6年度 朝霞市ふれあい推進事業 第1回推進委員会次第

令和6年5月28日（火）

午後5時30分～

朝霞市役所別館5階 大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 委員自己紹介

5 役員（委員長・副委員長）選出

6 議題

（1）事業概要・推進委員会・実行委員会について

（2）実施事業について

（3）予算について

（4）その他

7 閉会

令和6年度  
朝霞市ふれあい推進事業



朝霞市教育委員会

# 令和6年度 朝霞市ふれあい推進事業 第1回推進委員会

## 資料

令和6年度朝霞市ふれあい推進事業推進委員会名簿 P 1

令和6年度朝霞市ふれあい推進事業  
朝霞市教育委員会担当者一覧 P 2

朝霞市ふれあい推進事業実施要綱 P 3

朝霞市ふれあい推進事業推進委員会設置要綱 P 4～6

朝霞市ふれあい推進事業実行委員会設置要綱 P 7～8

朝霞市ふれあい推進事業補助金交付要綱 P 9～19

朝霞市ふれあい推進事業の年間の主な流れ P 20

令和6年度朝霞市ふれあい推進事業推進委員会名簿（敬称略）

	所属団体	役職名	氏名	備 考 (◎委員長 ○副委員長)
1	自治会連合会	会 長	松 尾 哲	◎委員長
2	子ども会連合会	会 長	渡 邊 俊 夫	○副委員長
3	老人クラブ連合会	会 長	獅子倉 康 治	
4	文化協会	会 長	平 塚 誠	
5	スポーツ協会	会 長	石 原 茂	
6	レクリエーション協会	理 事	栗 原 清 年	
7	青少年育成市民会議	副会長	金 子 智恵子	
8	スポーツ少年団	本部長	松 井 弘	
9	西部地区民生委員児童委員協議会	副会長	坂 本 知 里	
10	商工会	理 事	柏 谷 智 大	
11	東洋大学	事務課長	—	2025年から、就任の方向で検討
12	社会福祉協議会	常務理事	渡 辺 淳 史	
13	青少年相談員協議会	書 記	富 橋 瞭 詠	
14	保護司会朝霞支部	支部長	伊 藤 允 光	
15	朝霞警察署	生活安全課長代理	岩 上 和 弘	
16	県立朝霞高等学校	校 長	久 住 豪	
17	県立朝霞西高等学校	校 長	原 浩 明	
18	朝霞第一中学校区実行委員会	委員長	吉 山 隼 人	朝霞第六小学校 P T A会長
19	朝霞第二中学校区実行委員会	委員長	相 澤 敦	朝霞第二小学校 P T A会長
20	朝霞第三中学校区実行委員会	委員長	生 方 恵 美	朝霞第十小学校 子どものための会 会長
21	朝霞第四中学校区実行委員会	委員長	渡 邊 貞 稔	朝霞第八小学校 保護者と先生の会 会長
22	朝霞第五中学校区実行委員会	委員長	田 中 朱 美	朝霞第三小学校 P T A会長
23	朝霞第一中学校区事務局	事務局長	田 邊 雅 也	朝霞第六小学校長
24	朝霞第二中学校区事務局	事務局長	宮 腰 高 子	朝霞第二小学校長
25	朝霞第三中学校区事務局	事務局長	岩 崎 英 雄	朝霞第十小学校長
26	朝霞第四中学校区事務局	事務局長	田 中 誠	朝霞第八小学校長
27	朝霞第五中学校区事務局	事務局長	松 本 欣 巳	朝霞第三小学校長

事務局（朝霞市教育委員会等）

1	生涯学習部長	奥 山 雄三郎	事務局長
2	学校教育部長	小 島 孝 之	
3	こども・健康部こども未来課長	高 橋 賢一郎	
4	生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原 ミツエ	
5	学校教育部教育指導課長	横瀬 修 克	
6	生涯学習部生涯学習・スポーツ課課長補佐	高 橋 安希子	
7	学校教育部教育指導課指導主事	三 宅 太 陽	

## 令和6年度朝霞市ふれあい推進事業朝霞市教育委員会担当者一覧

朝霞市ふれあい推進事業 教育委員会担当者	
生涯学習・スポーツ課	課長補佐 高橋 安希子
教育指導課	指導主事 三宅 太陽

朝霞市ふれあい推進事業 中学校区 担当者			
中学校区	学校	学校教育部	生涯学習部 こども・健康部
朝一中校区	一小、四小 六小、一中	教育指導課指導主事 上野 宏朗	生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係 秋山 大輔
朝二中校区	二小、七小 九小、二中	教育指導課指導主事 遊馬 嘉和	生涯学習部生涯学習・スポーツ課生涯学習係 内野 康誠
朝三中校区	五小、十小 三中	教育指導課指導主事 大城 倫子	こども・健康部こども未来課こども未来係 榎本 歩
朝四中校区	八小、四中	教育指導課指導主事 三宅 太陽	生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係 臼井 莉緒
朝五中校区	三小、五中	教育指導課指導主事 深谷 俊輔	生涯学習部生涯学習・スポーツ課生涯学習係 五味 淳治

# 朝霞市ふれあい推進事業実施要綱

朝霞市教育委員会

## 1 趣　　旨

地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等の取組を推進することにより、心豊かな青少年を育成するとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る。

## 2 事業対象

市内各小・中・高等学校児童生徒及び保護者、地域の方等

## 3 事業場所

各中学校区及び市内全域

## 4 事業内容

- (1) 朝霞市ふれあい推進事業推進委員会の設置と活動
- (2) 市内各中学校区における主催事業

## 5 推進体制

この事業を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政が連携して取り組むことが大切である。したがって、それぞれが役割を明確にし、協力体制を確立することが必要である。そのため、

### (1) 朝霞市において

朝霞市ふれあい推進事業推進委員会を組織し、地域ぐるみの取組について、学校、社会教育関係者、その他幅広い関係機関、関係団体等と連携を図り、活動推進する上での諸課題について協議し、事業の推進方策の検討と運営、各中学校区における主催事業の支援、情報誌の発行等による地域への啓発活動などを行う。

### (2) 中学校区において

朝霞市ふれあい推進事業実行委員会を組織し、各中学校区における主催事業について、関係機関、関係団体等と連携を図り、活動推進する上での諸課題について協議し、事業の推進方策の検討と運営、保護者・地域への啓発活動などを行う。

## 附　　則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 朝霞市ふれあい推進事業推進委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 「地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等の取組を推進することにより、心豊かな青少年を育成するとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る」ことをねらいとする「朝霞市ふれあい推進事業」(以下「事業」という。)を実施する。

事業の推進にあたり、朝霞市ふれあい推進事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、事業の円滑な実施のため、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施に向けて、学校・社会教育団体・その他幅広い関係機関・関係団体等との連絡調整
- (2) 活動を推進するまでの諸課題についての協議と事業の推進方策の検討
- (3) 各中学校区に設置されるふれあい推進事業実行委員会への支援

### (構 成)

第3条 推進委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、委員によって互選する。
- 3 副委員長は、2名以内とし、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係者等をもって充て、20名程度で構成する。

### (会 議)

第4条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会議は、年3回程度開催する。

### (会議の公開)

第5条 推進委員会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができます。

### (会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 推進委員会の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他の必要事項

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、朝霞市教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

## 朝霞市ふれあい推進事業推進委員会名簿

	所 属	役職名
1	自治会連合会	会 長
2	子ども会連合会	会 長
3	老人会連合会	会 長
4	文化協会	会 長
5	体育協会	会 長
6	レクリエーション協会	会 長
7	青少年育成市民会議	会 長
8	スポーツ少年団	本部長
9	民生委員児童委員協議会	会 長
10	商工会	会 長
11	東洋大学	事務部長
12	社会福祉協議会	会 長
13	青少年相談員協議会	会 長
14	保護司会朝霞支部	支部長
15	朝霞警察署(生活安全課)	署 長
16	朝霞高等学校	校 長
17	朝霞西高等学校	校 長
18	朝霞第一中学校区実行委員会	委員長
19	朝霞第二中学校区実行委員会	委員長
20	朝霞第三中学校区実行委員会	委員長
21	朝霞第四中学校区実行委員会	委員長
22	朝霞第五中学校区実行委員会	委員長
23	朝霞第一中学校区事務局長	校 長
24	朝霞第二中学校区事務局長	校 長
25	朝霞第三中学校区事務局長	校 長
26	朝霞第四中学校区事務局長	校 長
27	朝霞第五中学校区事務局長	校 長

## 事務局

1	生涯学習部長 【事務局長】
2	学校教育部長
3	こども・健康部こども未来課長
4	生涯学習部生涯学習・スポーツ課長
5	学校教育部教育指導課長
6	生涯学習部生涯学習・スポーツ課職員
7	学校教育部教育指導課指導主事

## 朝霞市ふれあい推進事業実行委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 「地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等の取組を推進することにより、心豊かな青少年を育成するとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図ることをねらいとする「朝霞市ふれあい推進事業」（以下「事業」という。）を実施する。

朝霞市ふれあい推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を次の各中学校区に設置する。

中 学 校 区	学 校 名
朝霞第一中学校区	朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第六小学校、朝霞第一中学校
朝霞第二中学校区	朝霞第二小学校、朝霞第七小学校、朝霞第九小学校、朝霞第二中学校
朝霞第三中学校区	朝霞第五小学校、朝霞第十小学校、朝霞第三中学校
朝霞第四中学校区	朝霞第八小学校、朝霞第四中学校
朝霞第五中学校区	朝霞第三小学校、朝霞第五中学校

### (所掌事務)

第2条 実行委員会は、各中学校区における事業の円滑な実施のため、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施に向けて、朝霞市ふれあい推進事業推進委員会・学校・各地域における組織・関係機関・関係団体等との連絡調整
- (2) 事業の計画立案
- (3) 事業の運営
- (4) 案内等の発行による地域への啓発活動

### (構 成)

第3条 実行委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、委員によって互選する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員は、別表1を参考として構成する。

### (会 議)

第4条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (庶 務)

第5条 実行委員会の庶務は、実行委員会担当校に事務局をおいて処理する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## (別表 1) 朝霞市ふれあい推進事業実行委員会名簿

	所 属	役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1	P T A	会 長				
2	"	副会長①				
3	"	副会長②				
4	小 学 校	校 長①				
5		校 長②				
6		校 長③				
7	中 学 校	校 長				
8	学 校 教 職 員 ( 事 務 局 )	教 頭				
9		教務主任				
10	地 域	町内会長①				
11	"	町内会長②				
12	"	町内会長③				
13	"	町内会長④				
14	民生委員児童委員					
15	主任児童委員					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

## 朝霞市ふれあい推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等の取組を推進することにより、心豊かな青少年を育成するとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る」という、朝霞市ふれあい推進事業の趣旨に基づき、事業推進の補助を目的とする。

### (補助金の交付対象)

第2条 朝霞市ふれあい推進事業実行委員会を対象とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎会計年度の予算に定める額の範囲内で交付する。

### (事業の運営)

第4条 事業の運営にあたっては、次のことに留意すること。

(1) 実行委員会を組織すること。

(2) 事業は、市内5つの中学校区毎に行い、中学校区に属する小中学校の中に実行委員会事務局を設ける。企画、運営は、各中学校区の実行委員会があたる。

### (実行委員会)

第5条 実行委員会は、原則として次により構成されるものとする。

(1) 実行委員長を置く。

(2) 実行副委員長を置く。

(3) 事務局長を置く。

(4) 実行委員は、当該中学校区の学校・地域の方の中から選出する。

### (費用)

第6条 費用は、事業の運営に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

### (補助条件)

第7条 補助条件は、次の事項とする。

(1) 事業内容が、本事業の目的に合ったものであること。

(2) 事業内容は、それぞれの中学校区の特性を生かした内容とする。

(3) 実施の期間は、翌年2月末日までの間で、実行委員会が定めた期間とする。

(申請の手続き)

第8条 各中学校区実行委員会は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 実行委員名簿（様式第4号）

2 市長は、前項の交付申請書に基づき内容等を審査のうえ、交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(申請内容の変更)

第9条 申請書提出後、経費の配分又は事業内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、朝霞市ふれあい推進事業の目的を損なわない程度の軽微な経費の配分及び内容の変更については、市長の承認を要しないものとする。

(実施報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業終了後、遅滞なく実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）

2 市長は、前項の実施報告書に基づき内容等を審査のうえ、補助金の額の確定通知書（様式第9号）により通知する。

(書類の整備等)

第11条 実行委員会事務局は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした金銭出納簿、証拠書類を整理保管しておかなければならぬ。

2 前項に定める金銭出納簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならぬ。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

## 補助金交付申請書

令和 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 様

中学校区名 朝霞第 中学校区

実行委員長名

下記により朝霞市ふれあい推進事業補助金交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金申請額 金 円

2. 添付書類  
(イ) 実施計画書(様式第2号)  
(ロ) 収支予算書(様式第3号)  
(ハ) 実行委員名簿(様式第4号)

振	金融機関名	銀行	支店
込	口座番号	(普)	
先	名義(カタカナで)		

様式第2号

実施計画書

1 中学校区 朝霞第\_\_\_\_\_中学校区  
2 実行委員長 氏名 : \_\_\_\_\_  
3 事務局 朝霞第\_\_\_\_\_学校  
4 事業の名称 \_\_\_\_\_  
5 実施日 令和 年 月 日 ( )  
6 実施場所 \_\_\_\_\_  
7 事業の目的 \_\_\_\_\_

8 事業の概要

9 参加予定人数 (総数) 約 名

※ 事業の内容が複数ある場合は、内容毎に実施計画書を作成すること。

様式第3号

## 収支予算書

中学校区：朝霞市第一中学校区

### 1. 収入

費目	予算	説明
補助金	円	朝霞市より
	円	
	円	
合計	円	

### 2. 支出

費目	予算	積算内訳
報償費 (講師謝金、講師謝礼)	円	
旅費 (講師旅費等)	円	
需用費 (消耗品費、ごみ処理代 印刷・製本・コピー 代、写真現像・プリント 代、会議費等)	円	
役務費 (郵便・切手・電話料、 手数料、保険料等)	円	
使用料及び賃借料 (会場借上料、借上料等)	円	
その他	円	
合計	円	

## 実行委員名簿

No.	氏名	役職名	備考
1			委員長
2			副委員長
3			事務局長
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

交付決定通知書

朝教委指発第 号  
令和 年 月 日

様

朝霞市長 富岡勝則

年 月 日付けで申請のありました 年度朝霞市ふれあい推進事業  
補助金について、下記のとおり交付いたします。

記

1. 補助金交付金額 金 円

2. 支 払 方 法 概 算 払 い

3. 振込予定期日 令和 年 月 日

4. 条 件

- (1) 事業を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。  
ただし、補助金の目的、条件を損なわない範囲内での軽微な内容変更は除く。
- (2) この補助金は、標記事業に対して交付するものであるから、この目的以外に使用してはならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合、又は中止、廃止する場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第6号

## 実績報告書

令和 年 月 日

朝霞市長 富岡勝則様

中学校区名 朝霞第 中学校区

実行委員長名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた朝霞市ふれあい推進事業補助金交付事業が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金の申請決定額 金 円

2. 添付書類  
(イ) 実施報告書(様式第7号)  
(ロ) 収支決算書(様式第8号)  
(ハ) その他参考資料

様式第7号

実施報告書

(枚目／全枚中)

- 1 中学校区 朝霞第\_\_\_\_\_中学校区
- 2 実行委員長 氏名：\_\_\_\_\_
- 3 事務局 朝霞市立朝霞第\_\_\_\_\_学校
- 4 取組の名称 \_\_\_\_\_
- 5 実施日(期間) 令和 年 月 日( )
- 6 実施場所 \_\_\_\_\_
- 7 取組の概要 ※記録写真(デジカメのデータでも可)を添付願います

8 成果と課題

- 9 参加総人数 合計\_\_\_\_\_名 (①+②)
- ①一般参加者(一般小計\_\_\_\_\_名)  
(内訳) 小学生\_\_\_\_\_名、中学生\_\_\_\_\_名、高校生\_\_\_\_\_名、その他\_\_\_\_\_名
- ②役員(役員小計\_\_\_\_\_名)  
(内訳) 学校関係者\_\_\_\_\_名、PTA等関係者\_\_\_\_\_名、地域代表者等\_\_\_\_\_名、  
民生委員児童委員代表者\_\_\_\_\_名、教育委員会\_\_\_\_\_名、  
その他\_\_\_\_\_名

※ 事業の内容が複数ある場合は、内容毎に実施報告書を作成すること。

様式第8号

## 収支決算書

中学校区名：朝霞第 中学校区

### 1. 収入

費目	予算	決算	説明
補助金	円	円	朝霞市より
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

### 2. 支出

費目	予算	決算	内訳
報償費 (講師謝金、講師謝礼)	円	円	
旅費 (講師旅費等)	円	円	
需用費 (消耗品費、ごみ処理代、印刷・製本・コピー代、写真現像・プリント代、会議費等)	円	円	
役務費 (郵便・切手・電話料、手数料、保険料等)	円	円	
使用料及び賃借料 (会場借上料、借上料等)	円	円	
その他	円	円	
合計	円	円	

※差引残額\_\_\_\_\_円 ( )

様式第9号

## 補助金の額の確定通知書

朝教委指発第 号  
令和 年 月 日

様

朝霞市長 富岡 勝則

令和 年 月 日付けで実績報告があつた 年度朝霞市ふれあい推進事業補助金については、関係書類等を審査した結果、適正と認められますので、下記のとおり額を確定します。

記

1. 補助事業名

2. 確定額 金 円

## 【朝霞市ふれあい推進事業】令和6年度 年間の主な流れ

推進委員会	実行委員会	市	備考
①第1回（本日5月28日） 事業概要・方針・予算等を確認	②各校区で実行委員会の立ち上げ 事業内容・予算内容の決定	教育委員会事務局会：年間の確認	
	③実行委員長名義の口座の開設 (事務局の学校が管理)		
	④補助金交付申請書等（様式1～4）を 市へ提出		
		⑤審査後、交付決定通知書（様式5号） で実行委員会へ通知	
		⑥補助金を実行委員長名義の口座へ 振り込む	
⑦第2回（10月上旬） 各中学校区の事業計画の報告等	⑧各中学校区で事業を実施		
	⑨事業後、実績報告書等（様式6～8号） を市へ提出（領収書の原本を添付）		
		⑩審査後、補助金の額の確定通知書 (様式9号)を実行員会へ送付 (変更なく確定したことの通知)	
⑪第3回（2月下旬） 各中学校区の事業・決算報告等			

※ 口座は、毎年度、新実行委員長名で作成するか、名義変更する。

（例）朝霞第〇中学校区ふれあい推進事業実行委員長 朝霞 太朗